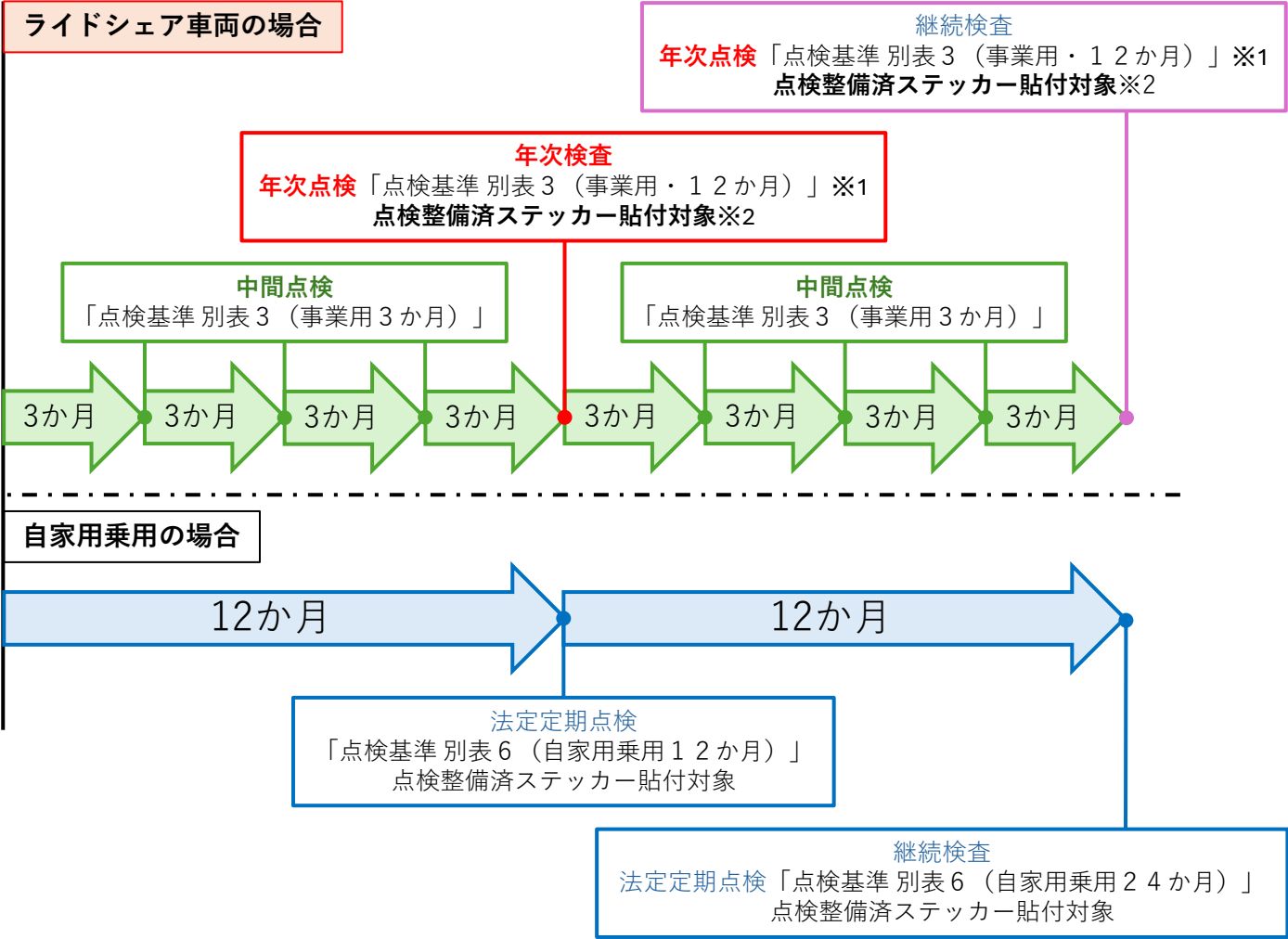


【ライドシェア車両の年次検査・点検時期のイメージ】

青 枠 : 車両法
赤字・赤枠 : 運送法関連通達規定（年次）
緑字・緑枠 : 通達規定（中間）
紫 枠 : 車両法（青字）及び運送法関連通達規定（赤字）が混在



ライドシェア車両の「中間点検（3か月ごと別表3）」及び「年次点検（12か月ごと別表3）」は運送法関連通達によりタクシー事業者に求められており、車両法としては自家用乗用車の場合、1年点検・2年点検（別表6）の実施が求められているため、双方を満たしている必要がある。

なお、年次点検（12か月ごと別表3）を行った場合、1年点検・2年点検（別表6）との点検項目の差分については車両法の観点からは追加の任意点検となる。

この観点から、以下の取扱いとなる。

※1.年次点検を行った際の点検整備記録簿の記載について

車両法上の別表6の点検項目として設定されている「マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ」の「液漏れ」については、運送法関連通達上の別表3の点検項目には項目としての設定が無いため、別表3の点検整備記録簿の備考欄等に当該点検の結果を追加記載し、点検結果を示す必要がある。（追加記載することによって車両法上の点検項目を補完）

なお、定期点検整備の手引きでは、別表3の点検項目として設定されている「マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ」の「機能、摩耗及び損傷」の点検の実施方法には「液漏れ」の点検も含まれているため、点検の内容自体は元々包含されている。

※2.中間点検・年次点検を行った際の点検整備済ステッカーの貼付について

「中間点検（3か月ごと別表3）」は貼付対象外、「年次点検（12か月ごと別表3）」は貼付対象（別表6の点検内容を包含しているため）となる。

【指定整備工場で「年次検査」を実施する場合】

ライドシェア車両が入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って「年次点検」を行う
※「中間点検（3か月ごと）」の実施は不要

検査員は検査設備を用いて通常の継続検査と
同じ方法により「年次検査」を行う

【年次検査合格の場合】

点検整備記録簿（※1）、指定整備記録簿（※2）、**年次検査合格証**（※3）を交付

※1.別表 3 の内容で点検整備を行った旨を記載

「マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ」の「液漏れ」の点検結果を備考欄等に追加記載

※2.指定整備記録簿の備考欄に当該指定整備が「**年次検査**」である旨を記載

※3.交付方法は書面に加え、電子メールの送付等も可（様式は参考 1 参照）

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を実施する

指定整備記録簿、年次検査合格証の控えを 2 年間保管する
※年次検査合格証の控えの保管については任意

【自動車技術総合機構・軽自動車検査協会の検査場で 「年次検査」を受検する場合】

<ケース例>

- ・ 認証工場にライドシェア車両が入庫し、年次検査の依頼があった場合
- ・ 指定工場にライドシェア車両が入庫し、検査場に持ち込んで年次検査を実施する場合

ライドシェア車両が入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認
依頼者より「年次検査受検申出書」を受け取る

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って「年次点検」を行う
※「中間点検（3か月ごと）」の実施は不要

自動車技術総合機構・軽自動車検査協会の検査場に
車両を持ち込み「年次検査」を受検

<受検に伴って必要となること>

- ・ 手数料の納付
- ・ 継続検査時と同様に検査予約（予約枠は「継続」を選択）
- ・ 必要用書類：自動車検査証、手数料額の審査証紙（※1）、検査票、
年次検査受検申出書（※2）

※1. 小型自動車：1,500円、小型自動車以外：1,600円、
検査対象軽自動車：2,100円（消費税相当分を含む。）

※2. 顧客である法人タクシー事業者が作成（様式は参考2 参照）

【年次検査合格の場合】

自動車技術総合機構もしくは軽自動車検査協会より書面によって通知される

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を受検する

顧客（法人タクシー事業者）に点検整備記録簿及び
年次検査合格の通知書を引き渡し納車

※点検整備記録簿には別表3の内容で点検整備を行った旨を記載
「マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ」の
「液漏れ」の点検結果を備考欄等に追加記載

【ライドシェア車両が「点検整備」で入庫した場合】

ライドシェア車両が入庫

提示された書面等により「**中間点検**」「**年次点検**」「**開始前点検**」のいずれかの依頼を確認

「**中間点検**」

- ・点検基準別表3（事業用・3か月）に沿って点検整備を実施

※直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、＜参考3＞の内容で点検を行うことができる

「**年次点検**」

- ・点検基準別表3（事業用・12か月）に沿って点検整備を実施

※「年次点検」を実施した場合、中間点検は不要

「**開始前点検**」

- ・点検基準別表3（事業用・3か月）に沿って点検整備を実施

※自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前3月以内に点検基準別表第6による定期点検（自家用乗用）を行った場合は、開始前点検は不要

点検整備記録簿を交付する

※点検整備記録簿には別表3の内容で点検整備を行った旨を記載

年次点検を実施した場合は「マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ」の「液漏れ」の点検結果を備考欄等に追加記載